

第3章 計画の基本方向

1 基本的視点

この計画の策定にあたっては、以下の9つを基本的視点としています。

1 一人ひとりの子どもを尊重する視点

川崎市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」(以下「子どもの権利条例」という。)を制定し、子どもの権利の保障に取り組んできました。

次世代育成支援の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の主旨を踏まえ、子ども一人ひとりを権利の主体として尊重するとともに、その権利が十分保障されるよう配慮します。特に支援を必要とする子どもに対しては、その権利が十分保障されるよう配慮することが重要です。

2 次代の親を育む視点

次世代育成支援は、現在子育てをしている家庭への支援とともに、成長した子どもが次代の親になるという認識のもと、子どもたちが豊かな人間性を身につけ、自立できるよう、教育・保健・福祉・雇用等のさまざまな分野にわたる総合的な支援を推進することが重要です。

3 サービスの利用者の視点

社会環境の変化とともに、市民の価値観や生活形態も多様化していることから、必要とされる子育て支援サービスも多様化しています。このような多様なニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った施策を展開することが必要です。

4 地域社会全体で子育てを支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。

そのためには、子育て支援は広く社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働しながら、子どもと子育てを支えていくことが重要です。

5 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

家庭において、男女が協力しながら子育てをしていくためには、多様な生き方が選択でき、仕事と家庭生活・地域生活を調和させた豊かな暮らしを実現することが必要です。

今後は、長時間労働など、これまでの働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが求められています。

6 すべての子どもと家庭を支援する視点

すべての子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、その親が安心して子育てができる環境を整備していく必要があります。そのためには、仕事と家庭の両立支援とともに、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、在宅で子育てを行う家庭への支援も含めすべての子どもと家庭を支援するという視点から次世代育成支援を進めていくことが必要です。

7 地域の社会的資源を生かす視点

区役所を中心として、区内の関係機関・施設、自治会組織、社会福祉協議会、子育てサークル等の自主的なグループ、NPO等も、それぞれの役割・特性を生かして子育て支援を進めていくことが必要です。また、支援を進めるにあたっては、市民との協働の視点に立ち、市民の力を十分引き出し、地域の実情を踏まえたきめ細やかな支援を進めることが求められています。

8 サービスの質の視点

市民が安心して子育て支援サービスを利用できるよう、必要な時に適切なサービスを提供できる体制を整備するとともに、サービスの質を確保するための取組を進めます。

9 地域特性の視点

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、川崎市の中でも多様な地域性が存在しています。地域性によって、必要とされるサービスの内容も異なります。そのため、次世代育成支援を進めていくにあたっては、地域の持つ特性に応じた子育て支援策を展開していく必要があります。

2 基本理念

本計画においては、次世代育成支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき都市像（基本理念）として次のとおり掲げます。

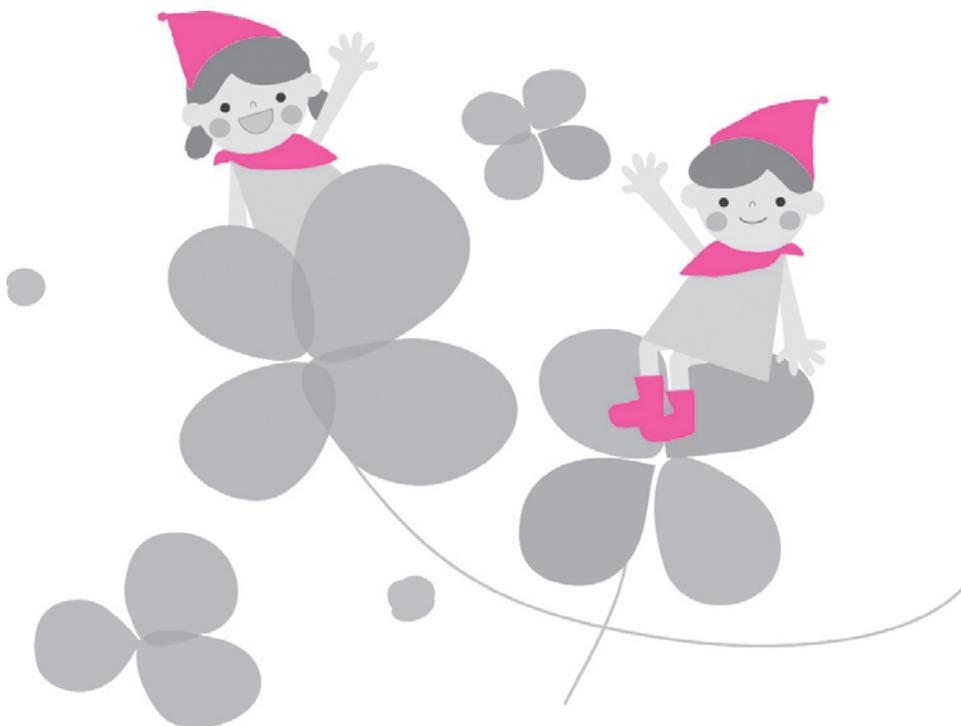


小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

子どもの幸せな笑顔は、人々の心を明るくし、やさしさや希望を与えてくれます。また、生まれてきた命が家庭や地域社会で愛され、川崎のまちでいきいきと心豊かに育っていくことは、私たちだれもの願いです。

この計画は、次代を担う子どもが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりとともに、将来親になる世代が、希望を持って子どもを産み育てることのできる環境づくりを社会全体で推進していくことを目的としています。

本市では、「前期計画」において「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」を基本理念として掲げ、次世代育成支援を推進してきました。後期計画においても、この基本理念を受け継ぎ発展させながら、次世代育成支援を推進することとします。



3 基本目標

基本理念を実現するために、次の6つを基本目標に据え、総合的に施策を展開します。

1 子どもの権利を尊重する社会づくり

子どもや大人が「子どもの権利条例」について学ぶ機会の充実を図るとともに、子どもが主体的に参加できるまちづくりを推進します。

また、児童虐待やいじめなどの子どもの権利侵害に対する相談支援体制や児童虐待防止対策を充実するとともに、外国籍の子どもも地域で共に生き、共に育つことができる環境づくりを推進します。

2 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

男女が互いによきパートナーとして共に家事・育児を担うことのできる環境づくりに向け、啓発・広報を促進し、次代の親となる若い世代が子育てについて学習、体験する機会を充実します。

また、「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指して、企業や市民への働きかけを行うとともに、多様なニーズに応じた保育サービスの基盤整備を推進し、仕事と家庭の両立を支援します。さらに、子育て家庭の経済的な負担を軽減するための支援を進めます。

3 子育て家庭を支援する地域づくり

子育ての基本は家庭にあります。しかし、都市化、核家族化の進行により、孤立した状況で子育てを行っている家庭も少なくありません。子育ては家庭だけでなく、地域全体で支えていくという意識を醸成すると同時に、子どもと子育て家庭を地域全体で支えていくため、支援の仕組みづくりを市民と協働して進めます。

4 親と子の心とからだの健康づくり

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、母親が安心して妊娠・出産できるよう、支援体制を充実します。また、思春期から妊娠、出産、乳幼児期を通じて、一貫した体系のもとに母子保健対策及び思春期保健対策を推進するとともに、子どもの医療体制を充実します。

5 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

子どもに求められる能力や知識がますます多様化している21世紀の社会において、子どもが「生きる力」を身につけることが重要です。

そのため、一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら、互いを思いやり尊重する豊かな人間性を養い、確かな学力を身につけることができるよう、学校、家庭、地域が一体となって地域の教育力の向上に努めるとともに、学校教育の充実を図ります。

また、子どもがいきいきと遊べる環境づくりや多様な体験の場と機会を提供し、子どもの健全育成に努めます。

6 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるためには、良好で快適な居住環境の確保や、安全で安心して外出できる都市環境の整備、子どもの安全を確保する防犯体制の充実が重要です。

そのため、子育て家庭に配慮した住宅の供給や、子ども連れでも外出しやすい道路交通環境や公共施設の整備などを進めるとともに、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪を未然に防止する活動を推進します。



〈施策の体系〉

